

平成30年度
認可保育所整備・運営事業者 募集要項



平成30年7月
府 中 市

目次

1 募集の趣旨	2
2 募集の条件	2
3 施設整備及び運営に関する基本的事項.....	3
4 施設整備及び運営に関する補助制度.....	4
5 応募登録届出書提出及び事前協議	5
6 事業提案書類の提出	5
7 質疑応答	6
8 整備・運営事業候補者の選定方法等.....	6
9 注意事項	7
保育施設整備・運営に関する留意事項（別添1）	8
認可保育所整備・運営事業者に係る応募登録届出書類一覧（別添2）	12
認可保育所整備・運営事業者に係る事業提案書類一覧（別添3）	13

1 募集の趣旨

府中市（以下「市」といいます。）では、平成26年度に策定しました「府中市子ども・子育て支援計画」に基づき、多様化し、増加する保育ニーズに適切に対応するため、認可保育所等の施設整備を推進することにより、保育サービスの拡充に努めています。

今般、内閣総理大臣より発表された「子育て安心プラン」のもとで、更なる保育サービスの充実を図るため、新たに認可保育所を整備し、継続的に運営を担う意欲と責任のある事業者からの整備・運営に関する事業提案を募集するものです。

2 募集の条件

本公募は、応募者自らが本要項に定める各種事項に適合する土地・建物等の物件（以下「候補物件」といいます。）を市内で選定し、将来的な整備・運営の実現可能性について一定の見通しを立てた上で事業提案を行っていただくものです。

なお、候補物件の借受けを前提とした事業提案を行う場合は、候補物件の所有者等との事前協議や調整等を応募者の責任で行っていただく必要がありますのでご注意ください。

また、事業提案を行うに当たっては、一事業者による複数提案は認められません（一事業者一提案を原則）ので、ご承知おきください。

(1) 施設の募集条件

本公募における施設の募集条件は、次のとおりです。

施設種別	認可保育所 ※既に市内で運営している東京都認証保育所等の保育施設からの転用は対象外となります。
開設年月日	平成32年4月1日
選定予定数	3施設程度 ※審査の結果、整備・運営事業候補者の決定を行わない場合があります。
募集地域	<u>多磨町、押立町、武蔵台、北山町、西原町、日新町、朝日町、白糸台（3丁目～6丁目）及び西府町（3丁目～5丁目）を除く府中市内全域</u>
定員	①総定員 概ね60名以上 ②年齢構成 0歳児又は1歳児から5歳児とする。なお、 <u>3歳未満児の各年齢間では定員差を設けること。</u> 2歳から3歳の年齢間では定員差を設ける事が望ましい。 ③その他 最終的な定員設定は、市の指示に従うこと。
基本開所時間	午前7時00分から午後6時00分（11時間）
特別保育事業（必須事業）	①産休明け保育（生後57日目から） ②延長保育事業（午後6時00分以降で1時間以上） ③一時預かり・定期利用保育事業 ④障害児等保育（すくすく保育）事業 ※上記①から④に定めるもののほか、追加の事業提案も可能（特別保育事業は、市と協議の上で実施決定）

(2) 応募者の資格条件

本公募における応募者の資格条件は、次のとおりです。

なお、応募登録届出書（5頁参照）の提出後において資格条件を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとして、応募は無効となります。

ア 法人種別

応募登録届出書の提出日（以下「応募日」といいます。）現在において、次に掲げるいずれかの法人格を有する者であること。

- (ア) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (ウ) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (エ) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (オ) 会社法第2条第1項に規定する会社
- (カ) 私立学校法第3条に規定する学校法人
- (キ) 上記(ア)から(カ)に定めるもののほか、市長が認める事業者

イ 運営実績

応募日現在において、東京都及び近隣他県（神奈川県、埼玉県及び千葉県）において、認可保育所を運営していること又は東京都において東京都認証保育所を運営していること。

ウ 財務状況

運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。
- (イ) 直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。

エ その他

上記ア及びウに掲げるもののほか、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (ア) 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築けること。
- (イ) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のあること。
- (ウ) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (エ) 児童福祉法第35条第5項第4号の基準に該当しないこと。
- (オ) 市の保育行政について積極的に協力できること。
- (カ) 本要項に定める全ての事項を厳守できること。
- (キ) 本要項に定める「欠格事項」（7参照）のいずれにも該当しないこと。
- (ク) 市が指定する期日までに応募登録届出書の提出及び事前協議を行っていること。

3 施設整備及び運営に関する基本的事項

事業提案及び保育所の整備・運営に当たっては、次に掲げる事項のほか、本要項に定める各種事項を満たす必要があります。

(1) 全般

別添1「保育施設整備・運営に関する留意事項」（8～11参照）に従うこと。

(2) 施設整備

- ア 基準面積以上のゆとりある保育スペースを確保すること。
- イ 保育所使用部分は、原則、地上3階までであること（地下、半地下は原則不可）。
- ウ 府中市地域まちづくり条例に該当するか否かを問わず、当該条例の趣旨を斟酌するとともに、地域特性を生かした施設を整備（計画）すること。
- エ 敷地内に、保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車駐輪場所（職員用は別とし、保護者用が定員の2割程度）、ベビーカー置場（0歳と1歳の定員合計の3割程度）に係るスペースを設けること。
- オ 荷さばき等を考慮し、自動車及び自動二輪（原動付自転車含む）駐車を近隣の状況等を考慮した上で必要台数分確保すること（敷地内に必要台数分の駐車を確保で

きない場合は、代替として近隣の駐車場を確保すること)。

カ 内装及び使用什器は、「化学物質の子どもガイドライン」(東京都福祉保健局、環境局)に基づき、シックハウス対策を十分に講じること。

キ 東京都及び府中市からの指摘事項を開設までには是正すること。

(3) 施設運営に関する事項

ア 職員配置に当たっては、「府中市保育所運営費等の支出に関する要綱」(本誌参照)に基づき基準以上の配置に努め、年齢や経験年数等のバランスを考慮すること。

イ 開設までに職員研修等を十分にを行い、人材育成に努めること。

ウ 開設後3年以内に東京都における福祉サービス第三者評価を受審するとともに、継続的(概ね3年毎)に当該評価を受審すること。

エ 市が行う保育内容等に関する助言指導(巡回支援)を積極的に受け入れ、その助言指導に基づき改善を図ること。

(4) その他

ア 事業提案を行う前に応募者の責任において、候補物件の所有者等と連携し、自治会関係者を含めた近隣住民等へ事業提案内容について説明をしておくこと(※)。なお、整備・運営事業候補者として選定後も同様の説明を行うこととし、近隣との合意形成、課題解決等を図るよう努めるほか、不選定となった場合もその旨を説明すること。

※ 近隣住民等への事前説明は「近隣事前説明実施報告(様式9)」により報告してください。

※ 市役所4階地域コミュニティ課において、自治会長名簿の閲覧申請が可能です。保育支援課において、自治会情報等の提供は行っておりませんので、候補物件の所在する地域自治会についての確認及び調査等は、応募者自らで行ってください。

※ 説明に係る進捗状況を応募登録届出書の提出・事前協議時に確認します。

イ 整備・運営事業候補者として決定後は、建築基準法による保育所用途として設計を確定する前に、市の指示に従い関係機関(市建築指導課、消防署など)と事前に相談を行うとともに、その指導に従うこと。

4 施設整備及び運営に関する補助制度

平成30年7月現在、保育所の施設整備及び運営に関する財政支援を市の予算の範囲内で、次のとおり行っています。

今後、国や都の助成制度の改正に伴い、市における当該補助制度も変更となる予定です。このことから、事業提案に係る資金計画・収支計画等を作成するに当たっては十分にご留意ください。

(1) 施設整備費補助

「府中市保育所施設整備費等補助要綱(※)」に基づき、施設整備に係る費用の一部に対する財政支援を行っています。なお、当該補助制度を利用するに当たっては、次に掲げる事項にご留意下さい。

ア 補助対象とする契約については、市の指示に従い、市が定める契約手続きの取扱いに準拠するとともに、整備・運営事業者の定める経理規定に則り適切に行うこと。

イ 社会福祉法人が整備を行う場合、施工業者等との契約や物品購入等に当たっては、平成29年3月29日雇児発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に定められたとおり、経理規程を整備の上、適正な事務取扱の徹底を図ること。

(2) 施設運営費補助

「府中市保育所運営費等の支出に関する要綱(※)」に基づき、施設運営に係る費用の一部に対する財政支援を行っています。

※ 上記(1)及び(2)に定める要綱は、応募登録届出書の提出・事前協議（下記参照）時に提供します。

＜参考：募集・選定スケジュール（予定）＞

応募登録届出書提出・事前協議期間	～平成30年11月16日
事業提案書類提出	～平成30年11月30日
審査（運営施設等視察・ヒアリング・面接）	平成30年12月～平成31年2月
審査結果公表（事業者決定）	平成31年2月中旬～下旬

5 応募登録届出書提出及び事前協議

本公募へ申し込みを希望する事業者は、事業提案書類の提出を行う前に、次のとおり応募登録届出書の提出とともに事前協議を行ってください。これらの書類提出・事前協議を行った事業者を本公募の応募者とします。

(1) 提出書類

応募登録届出書（様式1）及び関係書類一式

※ 別添2「認可保育所整備・運営事業者に係る応募登録届出書類一覧」（12参照）

(2) 提出部数

正本1部、副本7部（郵送不可）

(3) 提出・事前協議期間

平成30年7月4日（水曜日）～平成30年11月16日（金曜日）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※上記時間帯において、事前連絡（調整）の上でご来庁ください。

(4) 提出・協議先

府中市宮西町二丁目24番地 府中市役所（東庁舎）5階

子ども家庭部保育支援課支援計画係（担当）神田、賀戸（かど）

電話：042-335-4490（直通）

(5) 書類体裁

書類には、書類番号（No.）毎に白紙を挟みインデックスを付したうえ、書類名を記入すること。

6 事業提案書類の提出

応募者は、次のとおり事業提案書類を持参又は郵送にて提出してください。

なお、提出日以降の計画内容の変更は受け付けません（市の指示によるものを除く）。

(1) 提出書類

事業提案書（様式2）及び関係書類一式

※別添3「認可保育所整備・運営事業者に係る事業提案書類一覧」（13～15参照）

(2) 提出部数

正本1部、副本7部（郵送可）

(3) 提出期限及び提出先

ア 提出期限

平成30年11月30日（金曜日）午後5時まで

※持参する場合は、午前9時～正午、午後1時～午後5時の時間帯において、事前連絡（調整）の上でご来庁ください。

イ 提出先

府中市宮西町二丁目24番地 府中市役所（東庁舎）5階

子ども家庭部保育支援課支援計画係（担当）神田、賀戸（かど）

電話：042-335-4490（直通）

(4) 書類体裁

- ア ファイル（A4・縦型・2穴・左綴じ）で綴り、ファイルの表紙及び背表紙に「タイトル・法人名・正本と副本の別」を記入し、タイトルは「府中市認可保育所公募に関する事業提案書類」とすること。
- イ 「提出書類チェックリスト（事業提案書類提出用）」（様式3）に必要事項を記入の上で、先頭ページに綴じること。
- ウ 書類には、書類番号（No.）毎に白紙を挟みインデックスを付したうえ、書類名を記入すること。

7 質疑応答

(1) 質疑者の資格

応募登録届出書提出及び事前協議を行った応募者とします。

(2) 質疑の方法

「認可保育所整備・運営事業者募集に係る質問書」（様式12）に必要事項及び質疑の内容を記入の上で電子メールにより送付してください。確認のため、送付した旨の電話連絡もお願いします。

(3) 受付期間及び送付先

- ア 受付期日
平成30年11月16日（金曜日）午後5時まで
- イ 送付先
子ども家庭部保育支援課支援計画係（担当）神田、賀戸（かど）
メール hoiku05@city.fuchu.tokyo.jp
電話 042-335-4490（直通）

(4) 回答の方法

受け付けた質問については、原則、全応募者に回答します。
なお、質疑に対する回答は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有するものとします。

8 整備・運営事業候補者の選定方法等

本公募に基づく整備・運営事業候補者の選定に当たっては、市が設置する審査会において次のとおり審査・選定を行う予定です。

なお、応募者がいない場合又は審査の結果、整備・運営事業候補者の決定を行わない場合があります。

(1) 審査・選定方法（状況により、審査方法の追加等を行うことがあります。）

- ア 提案書類等の内容審査（公認会計士等による財務審査を含む。）
- イ 応募者が現に運営する施設等の現地確認・ヒアリング
- ウ 応募者に対する面接
※上記イ、ウに関する審査日、対象施設、出席者は審査会で指定します。
※上記ウについては、法人代表者（担当理事又は事業責任者でも可）の出席をお願いします。

(2) 審査・選定上の評価指標

審査会による審査・選定は、次に掲げる事項を踏まえ、総合的に評価を行います。

評価項目	内 容
組織運営	適切な運営組織、事業への理解と熱意、過去の指導検査等への対応状況、社会的信望の有無及び本市との連携協力関係の構築が期待できる等
財政運営	資金計画・運営資金の確実性、財務状況の健全性及び経済的基盤の有無等
事業運営	既存施設等含む児童処遇向上に向けた取組の姿勢、待機児童の解消効果、人材の確保・育成方策の確実性、提案内容や実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること等
その他	保育所認可の確実性、最低基準等の適合状況、スケジュールの妥当性、近隣住民等の合意形成の確実性等

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、平成31年2月中旬～下旬に文書で通知する予定です。

9 注意事項

(1) 欠格事項

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格となります。なお、失格となる場合は審査結果通知により、整備・運営事業候補者として決定した後も同様となります。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合

イ 市民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納しているもの、又は代表者がこれらの税金を滞納している場合

ウ 破産法、若しくは民事再生法の適用を受けているもの又は受けようとしているもの

エ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する場合

オ 応募者（関連団体も含む。）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものに該当する場合

カ 提出があった提案書類に虚偽の記載があった場合

キ 公平な審査に影響を与える行為があった場合

ク その他、本要項に違反すると認められる場合

(2) その他

ア 本公募及び関連する事業（施設整備及び運営費補助事業等を含む。）は、府中市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とします。

イ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

ウ 市が必要と認める場合は、追加書類提出等の依頼、応募者等へのヒアリング、関連施設の調査及び関係機関への照会を行うことがあります。

エ 市が必要と認める場合、応募者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）をホームページ等で公表することがあります。

オ 提出された書類は、理由を問わず返却しません。

カ 応募登録又は事業提案書類の提出後に、何らかの事情により当該提案を取り下げることになった場合は、至急担当までご連絡ください。

キ 審査の途中において、事業提案等の内容の変更を依頼する場合があります。

ク 事業提案書類提出をもって、本要項に定める各種事項を承諾したものとみなします。

ケ 平成30年度に第二期認可保育所整備・運営事業者の募集をする場合には、募集条件等の変更の可能性があります。

保育施設整備・運営に関する留意事項

1 保育所用地及び建物について

候補物件は、平成32年4月1日に保育所の開設が可能な市内の土地及び建物である必要があります。このほか候補物件の検討に当たっては、次に掲げる事項に十分ご留意ください。

(1) 保育所用地について

ア 一般的事項（自己所有物件・貸与を受ける物件共通）

- (ア) 建築基準法第42条に定義される道路に接している土地であること。
- (イ) 敷地外への避難経路が二方向以上確保される等により安全性が担保されている土地であること。
- (ウ) 隣地・道路との境界が確定している（市が指定する期日までに確定できる）土地であること。
- (エ) 用地に係る費用は、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日付府子本第254号・雇児発0903第6号※平成29年4月6日最終改正）等に基づき、安定的かつ継続的に支払い得る財源を応募者において適切に確保すること。

イ 自己所有物件の場合

応募者が現に所有権を有している又は保育所開設に支障のない時期までに自己所有となる土地であること。

ウ 貸与を受ける物件の場合

- (ア) 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（平成12年9月8日児発第732号）及び不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号）を遵守すること。
- (イ) 原則として、整備を予定する建物の耐用年数を考慮した貸付期間であること。

(2) 保育所建物について

ア 一般的事項（自己所有物件・貸与を受ける物件共通）

- (ア) 建築基準法第42条に定義される道路に接している土地に建築された建物であること。
- (イ) 建物外への避難経路が二方向以上確保されていること。
- (ウ) 敷地外への二方向以上の避難経路が確保される等により安全性が担保されている土地に建築された建物であること。
- (エ) 建築確認申請書、建築確認済証及び検査済証（紛失している場合は台帳記載事項証明書）等の提出が可能であり、建築基準法による保育所への用途変更が確実にできる建物であること。
- (オ) 新耐震基準に適合する（昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている）建物であること。なお、耐震補強を実施するなどして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断を受け一定の耐震性が担保される建物は対象となる場合がある。
- (カ) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階以上に設ける場合は東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例施行規則第14条で定める基準を満たす建物とすること。
- (キ) 建物に係る費用は、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に

対する委託費の経理等について（平成27年9月3日付府子本第254号・雇児発0903第6号※平成29年4月6日最終改正）等に基づき、安定的かつ継続的に支払い得る財源を応募者において適切に確保すること。

イ 自己所有物件の場合

応募者が現に所有権を有している又は保育所開設に支障のない時期までに自己所有となる建物であること。

ウ 貸与を受ける物件の場合

(7) 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（平成12年9月8日児発第732号）及び不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号）を遵守すること。

(4) 原則として、貸付期間が20年以上であり、賃貸借契約等により貸与される建物であること。

2 保育所における居室及び設備等について

保育所における居室及び設備等の検討に当たっては、次に掲げる事項に十分ご留意ください。

(1) 乳児室、保育室等について

ア 居室の有効面積

（乳児室又はほふく室面積）

(7) 0歳児は1人当たり5.0㎡（有効面積）以上の有効面積を確保すること。

(4) 1歳児は1人当たり3.3㎡（有効面積）以上の有効面積を確保すること。

（保育室又は遊戯室面積）

(7) 2歳以上児は1人当たり1.98㎡（有効面積）以上の有効面積を確保すること。

イ 有効面積の考え方

有効面積は、内法有効面積で測り、乳幼児の活動が可能な面積を指すが、一日のうち特定の時間帯のみ保育を目的として配置するものについては、有効面積に含めることが可能とする。

ウ 乳児室及び保育室等の区画

0歳と1歳及び1歳児以下と2歳以上の居室（スペース）を明確に区画すること。

特に0歳児室については、安全性にも配慮し、他の児童が容易に立ち入れないようにすること。なお、区画にあたっては、柵等の倒壊、転倒等がないよう十分配慮し、安全性を確保すること。

エ 各居室からの2方向避難経路

保育室等の各居室から屋外への2方向以上の避難経路を確保するとともに、避難経路は重複しないように配慮し、各居室から安全かつ有効な動線とすること。

オ 必要となる設備等

(7) 手洗い設備

便所の手洗いとは別に、保育室内等に手洗い（子どもの使用できる高さ）を設置すること。手洗い設備の洗面台下の排水パイプが剥き出しにならないようにするとともに、溺死事故を防止するため、洗面台に水が溜まらないように処置すること。

(4) 保育用具・遊具等

各保育室等には、保育に必要な用具及び遊具を備えること。

(7) 床暖房設備

0歳児及び1歳児（可能な限り2歳児まで）の各保育室には、建物構造等によるやむを得ない場合を除き、床暖房設備を備え、保育環境の向上を図ること。

(2) 医務室について

ア 必要機能

- (7) 医務室として静養できる環境を設けるとともに、医薬品等を備えること。
- (イ) 医薬品等は、体温計、水枕、消毒薬、絆創膏類は最低限備えることが必要であり、医務室内の棚に医薬品を収納する場合は扉を施錠すること。

イ 事務室等との兼用

止むを得ない事由により、事務室等との兼用する場合は、事務用機器の位置等にも配慮したスペースを医務コーナーとして設定し、ベッドを配置し、カーテンでベットの仕切ることにより静養できる環境を確保すること。

(3) 調理室及び調乳室について

ア 調理室

- (7) 定員に見合う面積、設備とすること。
- (イ) 安全衛生の観点に加え、音や臭いにも配慮する必要があることから、保育室と明確に区画した上で密閉できる構造とし、照明設備等は防湿型を使用すること。
- (ウ) 調理室の構造設備については予め保健所に相談し、食品製造業等取締条例に基づき保健所へ届出を行うとともに、保健所の指導に従うこと。

イ 調乳室

- (7) 0歳児を保育する場合は、0歳児保育室内に調乳室（スペース）を設け、保育室等と区画した上で、ポットの転倒や落下防止に万全を期すことにより、安全性に十分配慮すること。
- (イ) 衛生面については保健所の指導に従うこと。
- (ウ) 止むを得ない事由により、保育室内に調乳室（スペース）を設けない場合は、保育士が調乳のために保育室を離れることによって児童の安全性が担保できる位置に調乳室（スペース）を配置すること。

(4) 便所について

ア 必要機能

定員に見合う面積及び設備等を設けるとともに、便器は幼児20人につき最低1つ以上設置すること。ただし、使用の実態や生活指導の面から十分な数を設置する必要がある場合があることから、必要数については事前に相談すること。

イ 手洗い設備

- (7) 衛生面の観点から、保育室用とは別に便所用の専用手洗い（子どもの使用できる高さ）を設置すること。
- (イ) 手洗い下の排水パイプが剥き出しにならないようにすると共に、溺死事故を防止するため、手洗いに水が溜まらないように処置すること。

(5) 屋外遊戯場について

ア 屋外遊技場の必要面積

2歳以上は1人当たり3.3㎡以上の児童が実際に遊戯できる面積を確保すること。

イ 屋外遊技場の必要面積

保育所の敷地内に園庭を有することが望ましいが、代替遊戯場を利用する場合は次に掲げる事項を満たすこと。

- (7) 地方公共団体、公共的団体の所有地で、安定的かつ継続的な利用が確保できると認められること。
- (イ) 水飲み場と便所が設置されていること。ただし、隣接する公共施設等に児童が支障なく利用できる水飲み場と便所が設置されている場合はこの限りでない。
- (ウ) 日常的に幼児が使用できる距離（概ね5分）で移動の安全が確保されていること。
- (エ) 児童が遊べる遊具、日陰があること。

ウ 屋外遊技場を屋上及びベランダ等に設ける場合の要件

児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号）に基づき、厳格な規定が適用されることから、事前に保育支援課と十分に協議をすること。

(6) その他設備について

ア 沐浴室・沐浴設備

0歳児を保育する場合は、沐浴室・沐浴設備を設置すること。ただし、沐浴室としての単独居室を設ける必要はなく、沐浴設備があれば便所と兼用して良い。

イ 汚物流し

おむつ専用の汚物洗いを設置すること。また、低い位置に汚物流しが設置されている場合は、感染及び事故を防止するため蓋を設置するなどの対応を図ること。

ウ 階段手摺等

児童が階段・傾斜路等を使用することが想定される場合は、児童が安全に使用することができる手摺等を設置するなどの安全策を講じること。

3 その他

- (1) 施設の整備計画に当たっては、児童の安全を最重点に置くとともに、施設の周辺住民等への配慮（視覚、嗅覚、聴覚に不快を与えないなど）を考えた計画とし、発注者である応募者が設計者及び施工者に適切に指導すること。
- (2) 建物の見かけ、見映え及び高度の設備等の整備を優先させることなく、児童の安全性に重点を置き、児童処遇、メンテナンス性及び将来的な保育事業像を見越した部屋割り等を考慮すること。
- (3) 施設としての適法性を確保するため、保育所整備・運営に係る関係法令、関係規定及び通知等を遵守すること。なお、法令、基準間で異なる基準がある場合は、最も厳しい基準が適用されることに留意すること。

<参考法令・規定等：平成30年7月現在>

国・東京都関連	府中市関連
<input type="checkbox"/> 児童福祉法及び児童福祉施設最低基準等の関係法令・規定等	<input type="checkbox"/> 府中市地域まちづくり条例及び関係規定
<input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援法の関係法令・規定等	<input type="checkbox"/> 府中市景観条例及び関係規定
<input type="checkbox"/> 建築基準法及び関係法令・規定等	<input type="checkbox"/> 府中市福祉のまちづくり条例及び関係規定
<input type="checkbox"/> 消防法及び関係法令・規定等	<input type="checkbox"/> 府中市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び関係規定
<input type="checkbox"/> 騒音規制法及び関係法令・規定	<input type="checkbox"/> 府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び関係規定
<input type="checkbox"/> 振動規制法及び関係法令・規定	<input type="checkbox"/> 府中市開発事業に関する指導要綱
<input type="checkbox"/> 文化財保護法及び関係法令・規定	<input type="checkbox"/> 保育所設置認可等事務取扱要綱（東京都要綱）
<input type="checkbox"/> 東京都福祉のまちづくり条例及び関係規定	<input type="checkbox"/> 府中市保育所運営費等の支出に関する要綱
<input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例及び関係規定	<input type="checkbox"/> 府中市延長保育事業補助金交付要綱
<input type="checkbox"/> 東京都建築安全条例及び関係規定	<input type="checkbox"/> 府中市一時預かり・定期利用保育事業費補助金交付要綱
<input type="checkbox"/> 東京における自然の保護と回復に関する条例及び関係規定	<input type="checkbox"/> 府中市保育所施設整備費等補助要綱
<input type="checkbox"/> 東京都環境確保条例及び関係規定	<input type="checkbox"/> その他関係規定（市から別途指定があった規定を含む。）
<input type="checkbox"/> 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び関係規定	
<input type="checkbox"/> 保育所設置認可等事務取扱要綱（東京都要綱）	

※ 府中市の関連条例等については、府中市のホームページ（ホームページアドレス：<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>）のトップページ上の「例規検索」からご確認ください。

(別添2)

認可保育所整備・運営事業者に係る応募登録届出書類一覧

※該当する書類がない場合は、その理由を記載した書類を代わりに提出してください。

書類名 (* : 様式指定有)	備考 (様式)
応募登録届出書 *	様式 1

■関係書類

書類 No.	書類名 (* 様式指定有)	備考 (様式)
1	法人定款 (又は寄附行為) の写し	応募登録届出日現在のもの
2	法人の概要・沿革	任意様式 : 法人設立から現在に至るまでの沿革が分かるパンフレット等
3	保育施設等の運営状況	任意様式 : ①施設名称、②施設種別 (認可・認証等)、③施設所在地、④年齢別・総定員数及び⑤開設年月日が確認できる資料
4	保育事業以外の事業運営状況	(保育事業以外の事業を展開している場合) 任意様式 : ①事業内容、②保育事業に対する左記①の割合、③その他事業の事業状況が確認できる資料

認可保育所整備・運営事業者に係る事業提案書類一覧

※該当する書類がない場合は、その理由を記載した書類を代わりに提出してください。

書類名（*：様式指定有）	備考（様式）
事業提案書 *	様式2
提出書類チェックリスト（事業提案書類提出用） *	様式3

■法人（組織）に関する書類

書類 No.	書類名（*様式指定有）	備考（様式）
1	法人登記事項証明書	3か月以内に発行された履歴事項証明書
2	法人代表者の履歴書	事業提案書提出日（以下「提案日」といいます。） 現在のもの
3	法人役員一覧 *	様式4
4	決算書・監査報告等 （直近3年度分）	監査報告等：監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士又は税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類
5	残高証明書	2か月以内に発行されたもので、証明書が複数枚に渡る場合は、全て同一日の残高であること。
6	資産の状況（直近1年度分）	財産目録等
7	法人税申告書の写し （直近1年度分）	更正通知書、修正申告書がある場合はそれを含むもの
8	納税証明書の写し ①納税額等の証明（その1） ②所得金額の証明（その2） ③滞納処分を受けたことがないことの証明（その4）	①：直近1年度分：法人税に係るもの ②：直近1年度分：法人税に係る所得金額 ③：直近3年分
9	設置者全体の今後5年間の収支（損益） 予算書	設置者が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成すること
10	設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画	設置者全体の借入金等について、金融機関等別の借入等の内容、完済（償還）予定年月、年間返済（償還）予定額（元利）を記載すること ※当該施設の設置に係る借入金も記載すること
11	事業報告書（直近3年度分）	
12	就業規則・非常勤就業規則・給与規定	所管の労働基準監督署の受理印が押印されていること。 また、給与規定には給料表を含むこと。

■運営施設に関する書類

- ・ 現在運営している施設の中から、今回提案する認可保育所（民設民営）の定員規模に類似する1施設分を提出してください。（なお、認可保育所（民設民営）を運営していない場合に限り、認可保育所（公設民営）に関する書類で可、又は認可保育所を運営していない場合は、東京都認証保育所に関する書類でも可とします。また、審査における運営施設の現地確認は原則、当該施設を指定します。）
- ・ 児童や保護者氏名等の個人情報は、必ずマスキングしてください。

書類 No.	書類名（*様式指定有）	備考（様式）
13	園規則及び運営規程	園規則で運営規程に定めるべき事項を網羅している場合は、運営規程の提出は不要
14	重要事項説明書	
15	児童福祉法に基づく指導検査結果（+改善報告書）	直近の指導検査の結果の写し、改善の状況及び計画を文書により報告した場合はその写し
16	運営施設概要書 *	様式5
17	第三者評価結果	直近の結果の写し
18	保育課程	
19	指導計画（年案）	平成30年度：0歳～5歳児分
20	指導計画（月案）	平成30年度4月～6月：0歳～5歳児分
21	指導計画（週案）	平成30年度6月第2・3週：2歳・4歳児分
22	園便り・クラス便り等	平成30年度4月～9月：0～5歳児分
23	献立表	平成30年4月～9月：0～5歳児分 アレルギー対応のものがあれば別途提出
24	連絡帳・児童票	雛形を提出
25	保育日誌	平成30年度6月中のいずれか1日分：2歳・4歳児分
26	マニュアル等（健康管理、危機管理等）	現在、施設で作成し、使用している全てのマニュアル類
27	平面図	

■提案施設に関する書類

書類 No.	書類名（*様式指定有）	備考（様式）
28	事業計画書（1） *	様式6
29	事業計画書（2） *	様式7
30	開設までのスケジュール	任意様式：設計、住民説明（事業提案前後）、工事入札（公表から入札まで）、建築工期、職員採用、職員研修等を想定し、スケジュール上に明記すること。
31	職員配置計画 *	様式8
32	資金計画書	任意様式：開設に係る項目別費用（工事費、備品購入費、候補物件に係る開設までの賃借料等、実施設計・工事監理費など）及びその費用についての資金調達方法（自己資金、補助金、借入金等）を明記し、合計額を一致させること。
33	当該保育所開設後5年間の収支計画書	①収入：大項目を保育料収入、補助金収入、そ

	(明記すべき項目は右記の備考を参照)	<p>の他に分類した上で、内訳を記載すること。</p> <p>②支出：大項目を人件費、管理費、事業費とし以下の内訳に分類すること</p> <p>ア. 人件費：職員給与、法定福利費、退職金関係経費（退職共済掛金、退職引当金等）</p> <p>イ. 管理費：土地建物賃借料、リース料、修繕費又は修繕積立金等固定的経費</p> <p>ウ. 事業費：給食費、保育材料費、保険料など保育に係る経費のほか、職員研修費や旅費交通費、広告宣伝費等その他全ての経費</p> <p>③上記①及び②の差し引き額</p> <p>④返済（償還）予定額（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合のみ。）</p> <p>⑤その他収入（委託費収入等）の積算に用いた入所率を記載すること</p>
34	(建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)による建築された建物でない場合は)耐震基準を満たしている事実を証するもの	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI _s 値が0.7以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあってはI _w 値が1.1以上であることが確認された建築物であること。
35	不動産(①土地、②建物)に関する登記事項全部証明書	1か月以内に発行されたもの
36	候補物件に関する資料	<p>①候補物件を保育所として活用し得る一定の見通し(地積、賃借料、契約予定期間、更新内容等を含む)が確認できる資料(所有者及び応募者双方の意思が確認できるもの)</p> <p>②賃料を補助対象とする場合は、地域の水準に照らして適正な額であることを証明する資料</p> <p>※契約予定期間は別添1「保育施設整備・運営に関する留意事項」を踏まえて設定すること</p>
37	近隣事前説明実施報告 *	様式9
38	保育所を設置する場合の自己点検表 *	<p>社会福祉法人、学校法人及び当法人以外の該当する法人区分により提出(様式10-1、2、3)</p> <p>※社会福祉法人又は学校法人で不動産の貸与を受けないで保育所を設置する場合は提出不要</p>
39	①建築確認申請書、②建築確認済証及び③検査済証の写し(確認申請に伴う許可を取得している場合には許可証の写し)	建物の場合のみ提出：紛失している場合は台帳記載事項証明書を提出
40	施設の案内図	最寄駅及び代替遊戯場(代替遊戯場を設定している場合)について、保育所からの経路、所要時間及び方位記号を明記するほか、周辺環境を含む位置関係が確認できること。
41	建物配置図	建物の配置、ベビーカー置き場、自転車等置き

		<p>場、屋外遊戯場の状況、全方位の隣接地境界の状況（フェンス・塀等の設置状況、その仕様、高さ等を含む）、施設の隣地の状況（個人宅（戸建）、集合住宅、店舗、オフィスビル等）及び道路の状況（幅、歩道の有無、歩道がある場合はガードレールの有無等）を明記すること。 ※タテヨコの尺度・寸法、方位記号を付記すること</p>
42	<p>建物各階平面図 （保育所使用外部分の図面を含む）</p>	<p>保育室、調理室、医務室、トイレ、事務室等の各室の用途と面積及び有効面積、各室出入口等の位置、その他の設備（収納、手洗い、汚物流し、沐浴設備、SK、洗濯機等）がわかるように明記すること。 また、併せて各室内から室外へ、室外（施設内）から施設外へ、施設外（敷地内）から敷地外の道路に出るまでの避難経路をすべて（2か所以上）矢印（⇔）で明記すること。 ※施設の出入口については、メインエントランスとその他外部扉等を区別して明記した上で、セキュリティの状況（オートロック、モニター付インターホン、施設側からのサムターン錠等）を付記すること ※事務室内に医務スペースを設ける場合には、その表示と面積を明記すること ※タテヨコの尺度・寸法、方位記号を付記すること</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <u><補足・他テナント等と供用の建物の場合></u> 保育所専用部分とそれ以外の部分の対象範囲とその避難経路動線（保育利用者専用と他テナント等利用者用）を区別して明記すること。 ※保育所専用部分でない場合で、保育利用者が使用する共用設備（階段、エレベーター、廊下等）がある場合は、その経路もわかるように明記すること。 </p>
43	<p>土地等の現況を示す写真</p>	<p><u>2方向以上からの写真</u> ただし、保育所敷地内に園庭を設けることが困難で、近隣の代替遊戯場（公園等）を利用する場合は、その現況（遊具、水飲み場、便所等が設置されていること等）を示す写真も提出すること</p>
44	<p>建物・土地の状況 *</p>	<p>様式 11</p>



府中市マスコットキャラクター

ふちゅこま

< 平成30年度 認可保育所整備・運営事業者募集要項 >

平成30年7月

作成：府中市子ども家庭部保育支援課
〒183-8703 東京都府中市宮西町二丁目24番地
TEL 042-335-4490（直通）
FAX 042-334-0810
E-mail hoiku05@city.fuchu.tokyo.jp